

変更等届出書（法人）の記載要領

沖 縄 県

事業開始等届出書（第83号様式）を提出した法人が、法人名・代表者・所在地・資本金額の変更等、休業、廃止、解散、清算終了、事業再開等をした場合は、当該事実が生じた日から1ヶ月以内に変更等届出書（第83号様式の2）を事務所等が所在する市町村を所管する所管の県税事務所等（名護県税事務所、コザ県税事務所若しくは那覇県税事務所又は宮古事務所県税課若しくは八重山事務所県税課をいう。）に提出しなければならないこととなっていますので、下記の記載方法を参考にして届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

各欄の記載方法

(1) 届出区分

該当する区分をチェックしてください。変更事項が複数ある場合は、それぞれ該当する区分をチェックしてください。

(2) 廃止、解散、清算終了、事業再開等の年月日

届出の内容が廃止、解散、清算終了、事業再開等である場合は、当該事実が生じた年月日を記載してください。

(3) 休業の予定期間

届出の内容が休業である場合は、休業の予定期間を記載してください。

(4) 資本金又は出資金の額

登記した資本金の額又は出資金の額を記載してください。

(5) 資本金等の額

法人税法施行令第8条に規定する資本金等の額を記載してください。

(6) 地方税の申告期限の延長の処分（承認）の有無

すでに地方税法第72条の25第3項、第5項（同法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、法人税法第75条の2（同法第145条において準用する場合を含む。）及び同法第81条の24の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合は、「有」を○で囲み、延長された最初の事業年度及び延長月数を記載してください。

(7) 変更事項等

変更した事項を記載してください。

以下の場合には、この欄に「法人区分の変更」と記載し、右側の各欄にそれぞれ変更前、変更後の法人区分を記載してください。

①普通法人に該当していた一般社団法人・一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合

②公益法人等に該当していた一般社団法人・一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合

③ 社団法人又は財団法人が行政庁の認定又は認可を受けた場合

※ 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のもので行政庁の認可を受けているものを「普通法人」とし、行政庁の認定又は認可を受ける前の社団法人又は財団法人を「特例民法法人」としてください。

(8) 変更後

変更事項が解散の場合、清算人の住所及び氏名を記載してください。

(9) 単独法人・分割法人の区分

沖縄県内のみで事務所等を有する法人は「単独法人」、沖縄県内に本店があり他都道府県に支店等を有する法人は「分割法人（本県本店）」、他都道府県に本店があり沖縄県内に支店等を有する法人は「分割法人（他県本店）」をチェックしてください。

(10) 添付書類等

届出書に添付した書類の番号を○で囲んでください。

(11) 支店・出張所・工場等

登記の有無にかかわらず、すべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。支店等の数が多い場合は、「別紙のとおり」と記載し、支店等の一覧表等を添付してください。

なお、本店又は主たる事務所の所在地が沖縄県以外にある法人が、沖縄県内に2以上の支店等を有する場合は、その支店等のうち法人県民税・事業税に関する届出、申告等の事務を一括して行う支店等の名称の前に○を付してください。

(12) 関与税理士

関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

<届出書の提出先>

名称	住所・電話番号	所管する市町村
那覇県税事務所	那覇市旭町116-37 (098)867-1152	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、西原町、八重瀬町、南城市、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
コザ県税事務所	沖縄市美原1-6-34 (098)894-6501	うるま市、宜野湾市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
名護県税事務所	名護市大南1-13-11 (0980)52-2542	伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、恩納村、宜野座村、金武町、国頭村、今帰仁村、名護市、東村、本部町
宮古事務所 県税課	宮古島市平良西里1125 (0980)72-2553	宮古島市、多良間村
八重山事務所 県税課	石垣市真栄里438-1 (0980)82-3045	石垣市、竹富町、与那国町